平成２８年（フ）第１４２号
大分市竹下２丁目１番15号（コンフォート竹下Ａ101）
債務者　姫野　靖光（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１４０号
宮崎市大字本郷北方2192番地３　ミオ・アルカサールＢ棟106号、前住所福岡県久留米市東櫛原町70番地　草場コーポ102号
債務者　吉松　　誠
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
宮崎地方裁判所民事係

平成２８年（フ）第１４６号
宮崎市桜ケ丘町20番６号
債務者　日高　加苗
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５１号
宮崎県北諸県郡三股町稗田36番地２　稗田団地39号
債務者　是枝エイ子
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第１０号
長野県飯田市小伝馬町１丁目57番地
債務者　谷津　裕康
1　決定年月日時　平成28年６月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第２２号
長野県飯田市北方2082番地３
債務者　加藤　政章
1　決定年月日時　平成28年６月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第５１４号
京都市中京区姉小路通堀川西入樽屋町469番地　グレース吉田805号
債務者　田中　和代
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４０号
福岡県直方市大字植木73番地18　今川ハイツ１号
債務者　三原　昭伸
1　決定年月日時　平成28年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第７７号
佐賀県伊万里市大坪町甲2567番地２　ウエストテラス103号
債務者　小嶋　陽子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第８１号
佐賀県伊万里市脇田町1143番地１
債務者　渡口　圭子
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第４３号
岩手県花巻市大迫町内川目第29地割32番地
債務者　藤原　忠夫
1　決定年月日時　平成28年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第４０号
石川県加賀市湖城町２丁目144番地、従前の住所神奈川県横浜市青葉区奈良町1566番地564
債務者　黒川　亨司
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第４３号
石川県加賀市山代温泉桔梗丘３丁目118番地白山菖蒲亭第１寮３－７号室、従前の住所石川県加賀市山代温泉17の93番地　山谷ビル406号
債務者　政浦　広明
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第１１０号
福井市浜島町第８号60番地
債務者　小玉　次子
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１８号
福井県あわら市温泉４丁目２番地
債務者　宮越　柾人
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１９号
福井市開発４丁目111番地　タワーグランデＣＨＡ　1107号
債務者　小杉　竜一
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１２０号
福井市グリーンハイツ２丁目107番地　県営住宅４号館501号室
債務者　河上　照男
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係